

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案に対する修正案要綱

一 基本理念の見直し

1 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と食料自給率の向上との両立が不可欠であることを踏まえること。

(第3条第2項関係)

2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、農林漁業において小規模の農林漁業者が果たしている役割の重要性に鑑み、その能力が活用されるように配慮されなければならないこと。

(新第3条第3項関係)

二 基本方針及び基本計画における関係者の意見の反映

1 農林水産大臣が基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(第15条第5項関係)

2 市町村及び都道府県が基本計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該基本計画を作成しようとする市町村の区域の農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(新第16条第3項関係)

三 その他

その他所要の規定を整理すること。